

## 広域連合長専決処分事項の指定

平成23年3月28日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条の規定により、次の事項は広域連合長において、これを専決処分することができる。

損害賠償の額を1件100万円（交通事故に係るものにあつては1件300万円）以下において定めること。